

市・県民税

申告は 指定日に

申告相談は
3月15日まで

市・県民税申告相談を日程表のとおり実施します。市内どの会場でも申告をすることができますが、混雑を避けるため、地区ごとに日程を割り当てています。なるべく指定された日に、該当する地区の申告会場へお越しください。

この申告は、市・県民税を適正に課税するための基礎資料となるほか、国民健康保険税の計算や所得証明書などの基礎資料にもなります。事前に必要な書類を準備し、正しく申告を済ませましょう。

申告が必要な方

- ◆平成19年1月1日現在、一関市に住所があり、18年中に収入のあった方
- ◆給与所得がある方で、給与所得以外の収入がある方
- ◆国民健康保険に加入している方
- ◆その他、申告する特別の事情がある方

申告書の送付

申告が必要と思われる方には、1月下旬に申告書を郵送します。申告が必要な方で、申告書が郵送されない場合は、下記の問い合わせ先まで連絡いただくか、該当する申告会場へ直接おいでください。

申告書が届いても申告の必要がないと判断された方は、申告書の裏面にその旨を記入して下記の問い合わせ先へ持参または

郵送してください。

申告書の提出

申告書と必要な書類を持参し申告会場へお越しください。また、郵送でも受け付けます。自分で申告書を書くことができるとは、3月15日(木)必着で各種資料を添付し郵送してください。なお、申告書の内容について確認を求められる場合がありますので、必ず電話番号を記入してください。

申告の受け付け

会場によっては、午前と午後で該当になる地区が指定されている会場があります(一部では午前のみ、あるいは午後のみを受け付けになる場合があります)。日程表をよく確認の上、お越しください。

なお、出張会場で申告相談を受け付けている期間中は、市役

申告に必要なもの

- 1 申告書
- 2 印鑑
- 3 所得内容が分かる資料
 - ◆給与、年金所得者は、給与、年金などの源泉徴収票または明細書
 - ◆事業所得者(農業所得者で収支決算する方を含む)は、収入・経費の内容が分かるもの。金額が分かる書類は、必ず申告前に計算をして帳簿の形で取りまとめておいてください。
 - ◆農業所得者は、農協の発行する「平成18年分農業所得税申告に係る各種証明書・内訳書」
 - ◆磐井農業共済組合から共済金の支払いを受けた方は「共済金払込通知書」
 - ◆中山間地支払金および産地づくり交付金その他各種交付金を受けた方は、その金額が分かるもの
- 4 所得控除の内訳が分かる資料
 - ◆医療費の領収書 ※申告前に(支払い金額)-(保険金などで補てんされる額)を計算してきてください。
 - ◆社会保険料・国民健康保険税・介護保険料の領収書
 - ◆国民年金保険料などの証明書(領収書ではありませんのでご注意ください)
 - ◆生命保険料・損害保険料の掛け金の証明書(領収書ではありませんのでご注意ください)
 - ◆寄付金の証明書
- 5 障害者控除を受ける方は、障害者手帳、戦傷病者手帳など
- 6 配偶者控除などの扶養控除を受ける方は、被扶養者の18年中の収入が分かるもの
- 7 その他申告に必要と思われるもの
 - 所得税の還付が見込まれる方は、振込先金融機関と支店名、口座番号が分かるもの(ご本人名義のもの)・・・メモでかまいません

指定日以外の扱い

所本庁や各支所での申告相談はできませんのでご了承ください。

出張会場に来ることができなかった方を含め、指定日に都合のつかない方は、日程表のとおり予備日を設けていますが、こ

税務署で申告する方

の日以外でも申告相談日程期間中は受け付けています。

税務署から申告の案内があった方

税務署から確定申告書が送付された方で、毎年税務署で申告している方

税務署で確定申告する方は、あらかじめ市・県民税の申告は必要ありません。

問い合わせ先

本庁税務課市民税係
各支所市民課税務係

平成18年分 所得税などの障害者控除

内容

18年12月31日現在で納税者本人またはその控除対象配偶者や扶養親族に障害者や寝たきり高齢者などがある場合には、所得税と市・県民税の障害者控除が受けられます。

対象

- 1 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳などの交付を受けている方
 - 2 6カ月以上寝たきり状態で、食事や排せつなどに支障がある状態の方(介護保険認定者)
 - 3 身体障害者手帳などの交付は受けていないが、精神または身体に障害のある65歳以上の方で、その障害の程度が療育手帳や身体障害者手帳の交付される要件に準じる方(介護保険認定者)
- ※2・3は、本庁社会福祉課高齢福祉係または各支所福祉課に申請し、認定書の交付を受けることが必要です。

控除額

- ◆特別障害者(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の方、寝たきり高齢者など)・・・所得税40万円、市・県民税30万円
 - ◆障害者(身体障害者手帳3～6級、療育手帳B、精神障害者保健福祉手帳2・3級の方、寝たきり高齢者などに準ずる方)・・・所得税27万円、市・県民税26万円
- ※障害者が控除対象配偶者や扶養親族の場合は、本庁税務課市民税係にお問い合わせください。

申告方法

2～3月の確定申告、市・県民税申告の際に手帳、障害基礎年金などの年金証書または認定書を持参し、各会場で申告してください。

◎問い合わせ先

本庁社会福祉課
対象1は障害福祉係 ☎21-8355
対象2・3は高齢福祉係 ☎21-8370
各支所福祉課

平成18年分 おむつ代の医療費控除

内容

確定申告の際に、寝たきりの高齢者などが使用するおむつ代の医療費控除を受けるためには、原則として医師の発行するおむつ使用証明書が必要ですが、次の対象者については医師の証明書に代え、市が発行する確認書で控除が受けられます。

確認書の交付対象者

介護保険の要介護認定を受けていて、おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降の方

※初めて医療費控除を受けようとする方は、医師の証明書が必要です。

◎問い合わせ先・申請窓口

本庁社会福祉課高齢福祉係 ☎21-8370
各支所福祉課

市・県民税の申告相談日程 一関地域

月	日	曜	会場	地区	時間・該当区	
2	2	金	弥栄公民館 平沢分館	弥栄	午後:6,7,8	
	5	月	弥栄公民館	弥栄	午前:1,2,3 午後:4,5	
	6	火	一関文化伝承館	舞川	午前:10,13 午後:11,12,18	
	7	水	一関文化伝承館	舞川	午前:14,15 午後:16,17	
	8	木	舞川小学校	舞川	午前:1,2,3 午後:4,5	
	9	金	舞川小学校	舞川	午前:6,7 午後:8,9	
	13	火	狐禅寺公民館	真滝	午前:4,5,6 午後:2,3	
	14	水	一関農村センター	真滝	午前:8,9 午後:7	
	15	木	一関農村センター	真滝	午前:10,水口 午後:11	
	16	金	萩荘公民館 市野々分館	萩荘	午前:10,11 午後:9	
	19	月	一関自然休養村 管理センター	厳美	午後:5,6,7	
	20	火	一関自然休養村 管理センター	厳美	午前:1,2 午後:11,霜後	
	21	水	一関自然休養村 管理センター	厳美	午前:3,12 午後:4,13	
	22	木	一関自然休養村 管理センター	厳美	午前:達古袋1・2 午後:達古袋3・4	
	23	金	生活改善 センター	厳美	午前:14,15,17,18 午後:8,9,10,16	
	26	月	市役所本庁	中里	1,2,3,4,5,6	
	27	火	市役所本庁	中里	7,10,11,12,里が丘、蘭梅、 太平	
	28	水	市役所本庁	萩荘	1,2,3,駒下、高梨、脇田郷、 川崎	
	3	1	木	市役所本庁	萩荘 真滝	萩荘4・5・6・7 三関1・2・3・4
		2	金	市役所本庁	真滝	12,13,14,東中田
		5	月	市役所本庁	山目 真滝	山目7北・7南・8,共林、中通、 真滝15
		6	火	市役所本庁	山目	9,10,11,12,13,山手、 沢内
		7	水	市役所本庁	山目	宮下、宮前、中央、竹山、五代 銅谷、前田、三反田1・2
		8	木	市役所本庁	山目	5,6,青葉1・2,幸、才天、 十二神、末広1・2
		9	金	市役所本庁	一関	1,2,3,4,5,6,7,8,9,銀座、 大町、12,13,14,15,18,19
		12	月	市役所本庁	一関	16東,16中,16西,17,20
		13	火	市役所本庁	一関	高崎、釣親、台東、 関が丘1・2・3・4・5・6
		14	水	市役所本庁	指定日以外	
15		木	市役所本庁	指定日以外		

■受付時間 【午前】9:00～11:30 【午後】13:00～15:00※
※市役所本庁会場は16:00までの受け付け